

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地)は、平成26年4月1日に8%へ、令和元年10月1日には10%へ引き上げられました。これらの引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、高齢者、障害者、児童の福祉など社会保障施策の経費に活用することとしています。

令和3年度旭市一般会計予算における社会保障施策経費への充当については、下記のとおりです。

(歳入) 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 790,000千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,004,720千円

※社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化に対処するための施策に要する経費です。

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	予算科目			令和3年度 予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	うち、地方消費税交付金(社会保障財源化分)
					国・県支出金	地方債	その他		
社会福祉	3	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	107,536	24,452		5,544	77,540	9,396
			2.障害者福祉費	1,635,564	1,154,418		14,048	467,098	56,600
	2.老人福祉費	1.老人福祉総務費	84,808	3,244		6,035	75,529	9,152	
		2.後期高齢者医療費	5,160	0		1,409	3,751	455	
		3.生活支援費	35,361	15,102		12,519	7,740	938	
		4.介護保険費	93	69		0	24	3	
	3.児童福祉費	1.児童福祉総務費	988,047	505,502		56,248	426,297	51,656	
		2.母子父子福祉費	269,063	93,446		0	175,617	21,280	
		3.児童措置費	920,420	775,692		0	144,728	17,537	
		4.児童福祉施設費	2,816	0		0	2,816	341	
		5.障害児福祉費	190,162	129,903		8,153	52,106	6,314	
		6.保育所費	1,279,028	468,792		176,431	633,805	76,801	
	4.生活保護費	2.扶助費	679,402	509,551		15,000	154,851	18,764	
保健衛生	4	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	2,401,695	105		7,410	2,394,180	290,114
			2.予防費	285,255	10,957		4,484	269,814	32,695
			3.母子保健費	80,660	10,121		2,254	68,285	8,274
社会保険	3	1.社会福祉費	4.国民健康保険費	494,975	299,209			195,766	23,722
			2.後期高齢者医療費	747,804	127,477			620,327	75,168
		2.老人福祉費	4.介護保険費	796,871	47,625			749,246	90,790
合 計				11,004,720	4,175,665	0	309,535	6,519,520	790,000

※人件費、事務費及び基金積立金については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、事業に要する一般財源の比率に応じて充当します。